

## 役員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構（以下「本機構」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号 以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号 以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本機構は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができるものとし、会員である地方公共団体の長若しくは補助機関以外の非常勤の理事（以下「学識経験者たる非常勤の理事」という。）に対しても、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、特別報酬を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 学識経験者たる非常勤の理事の報酬等は、理事会出席その他本機構の職務に係る会議等への出席の都度、日額による報酬を支払うことができる。

### (報酬額の決定)

第4条 本機構の常勤役員の報酬月額とは別表第1「役員の報酬月額」のとおりとし、理事長は理事会の承認を得て、その俸給表の俸給月額の範囲内で報酬月額を決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する特別報酬の額は別表第2「役員の特別報酬額」のとおりとする。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任または死亡により退任した者に支給す

るものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

5 学識経験者たる非常勤の理事の報酬の日額は別表第4「学識経験者たる非常勤の理事の報酬額」を超えない範囲内で理事会により定める。

(報酬の支給日)

第5条 第4条第1項に規定する報酬は、毎月定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本機構は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本機構は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 別表第1 役員の報酬月額

報酬月額は、次表の役職欄に掲げる区分に応じ、対応号俸欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第11指定職俸給表に定める号俸の俸給月額範囲内の額として理事長が定めた額に基づき、同法の指定職俸給表の適用を受ける職員に支給される額の例にならい算出された額とする。

役 職	対応号俸
理 事 長	指定職俸給表 6号俸
専 務 理 事	指定職俸給表 4号俸
常 勤 監 事	指定職俸給表 3号俸

## 別表第2 役員の特別報酬額

役員の特別報酬額は、別表第1に掲げる指定職俸給表の対応号俸の俸給月額範囲内の額を基に、一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表の適用を受ける職員に支給される期末特別手当の例にならい算出される額とする。

## 別表第3 常勤役員退職手当の算出要領

(算出数式) 報酬月額 × 在職月数 × 12.5/100

## 別表第4 学識経験者たる非常勤の理事の報酬額

一人当たり日額 31,000円